

令和 4 年

第 1 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 4 年 1 月 19 日

閉 会 令和 4 年 1 月 19 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和3年度大津町一般会計補正予算の概要

令和4年第1回大津町議会臨時会会議録

令和4年第1回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和4年1月19日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	4番 西川 秀貢
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 元田 正剛 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 坂本 光成 総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長 大塚 昌憲 健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室 長 矢野 好一 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 兼 併任工業用水道課 長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 平岡 馨 総務部次長 兼 総務課 長 兼 選挙管理委員会書記 長 白石 浩範 総務部財政課 長 清水 和己

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第 2号	令和3年度大津町一般会計補正予算（第11号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 4 年 1 月 1 9 日 (水) 午前 1 1 時 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 5 議案第 2 号 令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 1 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄君) それでは、ただいまから、令和 4 年第 1 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

 なお、畠川秀貢議員並びに高橋和秀農業委員会事務局長により欠席の届出がっておりますので、
報告します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 5 番荒木俊彦議員、1 番大村裕一郎議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

 お諮りします。本臨時会の会期は、1 日限りにしたいと思います。

 御異議ありませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 3 諸般の報告をします。

 本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について

上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 議案第1号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。今回の臨時会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まず議案第1号、「損害賠償の額の決定及び和解について」でございますが、事故に関する損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） おはようございます。議案第1号、損害賠償の額の決定及び和解について御説明いたします。

議案集は1ページから2ページ、説明資料集は1ページから3ページをお願いいたします。

令和3年11月19日、大津町大字杉水地内で発生いたしました農政課職員による車両衝突事故について損害賠償の額を決定し、和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案集の2ページ、説明資料集は1ページをお願いいたします。賠償の額は84万3千10円です。損害賠償及び和解の相手は記載のとおりでございます。

事故の概要は農政課の職員が、護川畑総パイプライン漏水事故対応のため、現地確認に向かう途中、町側が見通しの悪い交差点に進入する際、安全確認を怠ったため、町の車両と相手方の車両が衝突したものでございます。

和解の内容につきましては、町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、84万円3千10円を支払い、相手方は町に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、26

万2千900円を支払うものでございます。なお、町が加入する保険契約に基づきまして、町が保険会社から保険金を受領し、相手方等に対して損害賠償金を支払うことを、相手方は了承いたしているところでございます。本件和解内容のほか、町及び相手方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

説明資料集の2ページから3ページは事故の発生場所、事故の状況、車両破損の状況となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 配布されました資料を見まして、一般的に公務員の身分の方がいわゆる道路交通法等に違反して事故を起こした場合、普通の民間で働く人の場合以上に、公務員に対しては厳しい処分がなされると聞いております。この件に関して、職員に対して厳しい処分を求めるものではありませんが、百数十万円の損害を与えた、そして要するに安全確認を怠ったということは事実であります。それを受けまして、町において何らかのこうした交通事故を起こした職員に対して処分を検討なされたのかどうか。あるいは、処分を検討するにあたっての基準がきちんと決められているのかと。それをちょっと疑問に思いましたのでお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 荒木議員の御質疑にお答えいたします。

公務員の処分についてのお尋ねだと思います。町のほうで懲戒処分に関する指針を作っておりまして、それに基づいて今回の事案について検討しております。その中では処分に値するものについては、公用車の運転中に重大なる過失により交通事故を起こした職員ということが該当になりますので、今回の事案につきましては、警察等の事情聴取等も報告を受けておりまして、これには該当しないということで考えております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 私もちょうと例規集を見て、そこはちょっと見落としていたかと思いますが、他の自治体をちょっと見てみましたら、いわゆる交通法規に違反し、あるいは交通事故を起こした職員に対する処分の審査基準というのが定められているところが増えているようです。反対に、例えば死亡事故、過失があまりなくても死亡事故を起こした場合など、非常に厳しい処分をなされる可能性もあると聞いておりますので、地方自治体独自で、処分の基準をきちんと明らかにしてこういう場合は、不公平が起こらないように、例えばあの人だったからちょっと処分が甘かったということが起こらないように、公平な審査基準が必要ではないか。先進事例を見ますと道路交通法の違反点数などをきちんと示して処分の内容を決めていると。公開をしているということですが、今のお話だと今回の事故は、全く該当はしなかったと受け取ったんですけど、誰が見ても公平な判断、処分の判断ができるような明確な処分基準が必要なんではないかと思っておりますので、もう一度お

尋ねをします。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） すみません、再質問にお答えいたします。

説明が不十分で申し訳ございません。町のほうでも独自に職員の懲戒処分の指針というのを作っておりまして、これに基づいて、今申し上げましたように公用車運転中、重大なる過失による交通事故を起こした職員については、減給処分とか、そういった内容を網羅しております。例えばこの懲戒処分に照らして懲戒する事案に該当する場合については、懲戒処分の審査委員会というのがございますので、その中で諮って事案について、それぞれ個別に処分の内容を検討しているような状況でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

和解内容を見てもみすれば、損害額に対して責任割合として、町は75%を相手方に支払うと84万3千10円ですね。ここで、事故が起きるということは、これって例えば84万3千10円払ったとしても相手方の損害額というのは、112万4千13円なんですね。保険からも、うちが75%出しましたといっても相手方は28万1千円、これ手出しになるわけですよ。ということは、企業に対して相当な割合の負担を生じさせたということですね。

それと逆に大津町の場合は、105万1千600円が損害額で、相手方から26万2千900円出ると。相手方の保険ですかね。78万8千700円が、こっちはまだ必要になるわけですよ。これも保険で出るのか分かりませんが、結局事故を起こすということは保険会社を介さないお金まで発生させるということですよ。

そしてまた重要なことは、民間企業であるならば民間の保険会社にかかりますよね。事故だったら等級が下がるんですよ。等級が下がって翌年からですかね、支払額は増えます。それが、事故をやる前の等級に戻るのが確か3年から5年ぐらいかかったと思います。ということはその間ずっと高い料率を払っていかねばならないということです。これが責任ですよ。例えば保険でなんもかんも出ますとしても、町長は民間の発想とかよく言われますけれども、問題はここなんですよ。この意識があるかどうかなんです。我々だって事故やったら、その下がった等級からまた払っていくわけです。保険会社は損しないようにできてますから。だからそういったところを考えた指導をやっているかということですね。これを先ほど全協でちらっと言いましたけれども、注意はしたと。ただ、意識がそこまでの意識を持っているかどうか問題なんですよ。だからこの点について相手に対して保険で和解が成立したということは、これはお互い紳士的に話し合ったということですよ。けが人もおらんかったから、これはこれでいいでしょう。ところが、相手もこっちも損害が発生してうちの場合は、町民が言うならば保険でも何でも全て町民あたりが税負担とか、いろんな形で負担しているわけですから、町の財産を壊したわけですから、そういった意識が必要だと私は思います。この点についてきちんとした見解が町長は必要だと思います。何のための民間、私は民

間出身で民間の発想を非常に大切と思っていますみたいなことを、いろいろ今まで言ってきたじゃないですか。民間の発想はここなんです。実際自分の車が事故やったときとか、会社の車を事故で損失を負わせたとき、こういったことを考えるべきと思いますが、この点について質問いたします。町長の見解ですね。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。失礼しました。まず、最初に藤本部長のほうから。

○総務部長（藤本聖二君） 御質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、大変御迷惑をおかけしております。確におっしゃいますように、75%と25%の過失割合ということで示談はしたところなんですけど、やはり事故に対する影響がどういったところに及ぶかと。いろんなところに影響が及ぶということでの御質問だと思います。

当然、職員のほうも本人も当然反省しておりますし、職員に対しても改めて指導徹底はしております。そして、全体的に職員に向けても定例的に職員の安全教育についてやっておりますけれども、さらに今回の件を踏まえまして、来月早々に全職員に対して交通安全教育の徹底というのをやっていく予定としております。そういったことで職員の意識啓発をやりたいと思いますし、一方ではいろんなところに一つの事案が影響していくという、そういったところの認識も職員ができるような形で進めて参りたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まずは、このたび御迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。先ほど部長のほうからもありましたけれども、しっかりと指導のほうは上長同席の上でしておるところでございます。その中で事故があったこと自体ではなく、そのことがどういった影響があるかということも含めてしっかりとお話をしているところでございます。

ただ一方で職員のほうも大変ショックを受けているというか、同乗者の方もいましたので、その点も含めてありましたので精神上もしっかりケアしながら指導も行っているところでございます。

また今後も再発防止策に関しましても、再度影響等を含めた上で職員に周知徹底をする、研修を行うとともに交通安全に関してもこういった研修を行うことで進めていきたいと思っております。先ほど責任の取り方等のお話もありましたけれども、そこについても再度審査会にもかけますけれども、町の中で明確な基準等設けられないかということもしっかり検討しながら、町民のお預かりした財産に少しでも影響が出ないような形づくりをより一層努めていきたいと思っております。

以上になります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） 今これから指導を行っていくということですが、具体的な指導はどのような指導になるのかを教えてくださいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 具体的に今後どう進めていくかというような御質問だと思います。

先ほど申しましたように、2月に早々に警察署のほうにお願いしまして、全職員に対して交通事故に対する意識、それに対する影響がどういったことがあるのか等も含めて職員の研修を全職員挙げて実施するという事で予定をしております。それと、それについては今後も引き続き定期的にやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 私これを見る限り、要はパイプラインの漏水事故の緊急対応ということで、要は緊急対応時ですよね。これがこれだけではなくて、台風とか災害時の緊急対応何かで気が焦ったりしますよね。そういうときに今回みたいに事故が起こるんじゃないのかというのが基本的な問題だと私は思っておりますけれども。だから、ただの対策ではなくて、緊急出動とか緊急対応のときに気が焦ったりすることを踏まえた上での対策が重要になってくると思いますけれども、その点について。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 緊急時において、焦らずに対応するという事だと思っておりますけれども、先ほど研修の中でそういった形でこういった形で落ち着いて行動を起こせるか、そういうことも含めて職員研修の中でしっかりと教育をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） これは、私が勤めております鉄道事業者の話でありますけれども、大体運転に携わる人に安全適性検査を行っております。その中で、大体60歳まではクレペリンを3年に1回という割合でやっております、60歳以降は毎年クレペリン検査をやってるんですよ。そういう運転適性検査みたいなやつを導入とかある程度検討された方がいいのではないかな。特に緊急対応するような部署に関してはですね、その点を1点。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今いただいた御意見は十分参考にしながらこういった研修がより充実したものになるかについては、しっかりと精査をして進めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 2 号 令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 1 1 号）について
上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄君） 次に、日程第 5、議案第 2 号、「令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 1 1 号）について」を議題とします。

お諮りします。議案第 2 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹君） では次に、議案第 2 号、令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 1 1 号）についてでございますが、今回の補正は、ふるさと寄附金受入額の増額に伴う委託料等の増、公用車の事故に伴う賠償金、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の給付に係る補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 8 9 5 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 8 2 億 9 千 5 2 5 万 7 千円としたものでございます。

議案第 2 号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。議案第 2 号の令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 1 1 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の事業、それからふるさと寄附金受入額の増額に伴う委託料の増額、それから公用車の事故に伴う賠償金を計上いたしております。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。あわせて、別紙の補正予算の概要を御参照をいただきたいと思っております。

第 1 条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 8 9 5 万 1 千円を追加し、予算の総額を 1

82億9千525万7千円とするものです。

第2条で、繰越明許費の追加を第2表繰越明許費のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の住民税非課税世帯等の臨時特別給付金事業ですけれども、今回の給付金事業につきましては、給付金の申請期限が令和4年の9月末となっております、年度をまたいでの支給事務が発生することから繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2、項1、目5財産管理費、節の21補償補填及び賠償金の賠償金は先ほど御説明いたしました昨年11月に発生しました公用車の事故により相手方に支払う賠償金でございます。

款2、項1、目6企画費、節3職員手当等はふるさと寄附金受入額の増額に伴う職員の時間外勤務手当になります。節の10需用費はふるさと寄附金受入額の増額に伴うコピー代、それから事務用品等に係る消耗品になります。節の11役務費はふるさと寄附金受入額の増額に伴う郵送代の増額補正になります。節12委託料はふるさと寄附金の増加に伴います返礼品の発送業務等に係る委託料の増額になります。

款3、項1、目12新型コロナウイルス感染症対策費、節の3職員手当等は住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務に伴う職員の時間外勤務手当になります。次に、節10需用費は今回の給付金支給事務に伴うコピー代、用紙代等の消耗品、それから封筒等の印刷製本になります。節11役務費は今回の給付金に係る給付対象者への通知等の郵送代及び給付対象者への給付金の口座振込の手数料になります。節12委託料につきましては、今回の給付金支給のための対象者抽出、申請受付、給付等に係るシステムの改修業務委託になります。節19扶助費住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給するものでございます。款13の予備費で財源調整をしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款15、項2、目1民生費国庫補助金、節3社会福祉費補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は今回の住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る国庫補助金になります。

次に、款18、項1、目1一般寄附金はふるさと寄附金の増加見込みによる補正になります。

次に、款19、項3、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正に係ります財源超過分を財政調整基金から減額補正するものになります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

歳出の12ページですけれど、賠償金として84万4千円、一般財源から出ております。この解釈の仕方というのは、この84万4千円、厳密には84万3千10円ですね。これを一般財源でまずは払って、その後に保険給付があると考えてよろしいのでしょうか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 歳入のほうは保険のほうからですので、雑入のほうで入れるようにしております。その雑入をもって保険金を歳出のほうに充てるということで考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

雑入で保険が入ってくる。その総額ですけれども、例えば今84万4千円あがっております。ところが、町の損害額に対して相手方が26万2千900円支払ったとしても不足額が生じるわけですよ。78万8千700円かな。ということは、総額は163万2千700円になりますけれども、163万2千700円、これが全額保険から出ると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 保障に対する財源の内訳の話だと思います。保険で全部賄えるかということ歳出の保険について当然車については自分の車両の部分がありますので、それについてはいわゆる現在の単価ということになるものですから、ある一定額までしか保険が出ない。今回70万円が補填をされるということになりますので、その分差額の分については、一般財源として35万1千円が保険では賄えない一般財源として必要になるということになります。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

結局1号議案においては、この点は分からなかったわけですよ。結局、全て保険会社から出るわけではなく、やはり財源といたしまして35万1千円必要になってくると。町民負担が増えたというふうに計算式ではなるということですよ。確認です。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 賠償金につきましては、既存の修繕料ということで組んでおるところがございますので、その中から出すことですので、一般財源から負担することになるかと思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 質疑いたします。

この中で、民生費国庫補助金の支出ですね。歳入の11ページのところになると思いますけれども、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金、非課税世帯への給付の事業、これを一応制度設計としては9月30日までそれを行うと申請をですね。それを受付をそこで締め切りますみたいな形になっているんですが、9月30日までになっている。国からこういうふうに指示がきているかと思うんですが、ちょっとそのあたりを詳しく御説明いただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の給付金事業につきましては、国の要項に基づきまして、本年の9月30日までが申請期限という形で進めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度質疑をいたします。

これは、町の制度とか今の給付事業のことについて問題があるよという言い方をしているわけではないのですが、考え方としては、これは年度をまたいでの事業になるので明許繰越をしているわけなんです。これは次年度に渡ってその事業を継続して、その支出負担行為を担保するものと。支出命令ですね、要するに実績があってそれを交付実績として報告をするという形、これが予算の流れなんです。要は次年度まで持ち越しが決まっているものが、期限が半年しかなくて、もしかしてその給付漏れみたいなのが発生することがないのかなど。国はそれを半年でやりなさいって先ほど全協の中で説明がありましたが、支払行為については概ね1月で完了できるものという御説明だったと思いますので、これは国が決めた制度の中に従ってそれをやるというのは分かるんですが、特に困窮している世帯ですね、非課税世帯ではなくて、これから申請をする世帯の皆さんが申請漏れがないようにしっかりと周知をしていただければならないかなと考えておりますので、そこら辺のお考えというか、どのような周知をされていくかということについてお尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 再質問にお答えさせていただきます。

御質疑のとおり、家計急変世帯に対しましての周知というのは非常に重要だと考えております。町としましても様々な広報誌、ホームページあるいは相談窓口などで対象者の方への支援のほうを進めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第2号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和4年第1回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年1月19日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 荒 木 俊 彦

大津町議会議員 大 村 裕一郎